

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会、青森県政記者クラブ》

令和8年3月24日

東北運輸局

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道事業の一部を廃止する届出について

本日(令和8年3月24日)、東日本旅客鉄道株式会社から、鉄道事業の一部〔津軽線 新中小国信号場～三厩駅間 22.2 km〕を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別添のとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、この意見聴取は、関係自治体及び特定の利害関係人(※)を対象として、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、廃止の日の繰り上げが可能かどうか判断するために行うものであり、鉄道の廃止の是非に関するものではありません。

※利害関係人

- ・鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
- ・利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者(廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体が該当)

【届出の概要等】

1. 届出事業者

東日本旅客鉄道株式会社(代表取締役社長:喜勢 陽一)

2. 届出日

令和8年3月24日(火)

3. 届出事項

鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第28条の2第1項の規定による鉄道事業の一部廃止

4. 廃止届出のあった路線

津軽線 しんなかおぐに 新中小国信号場～みんまや 三厩駅間 22.2 km

5. 廃止を予定する日

令和9年4月1日

6. その他

- ・別途手続により中小国駅廃止予定
- ・上記鉄道事業廃止区間に加え定期運行列車による旅客運送を廃止する区間
: かにた 蟹田駅～しんなかおぐに 新中小国信号場間

【意見聴取申請書の提出方法】

別添公示の事項を記載した意見聴取申請書を以下のあて先へ郵送または持参

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎6階

東北運輸局鉄道部計画課 あて

【問合せ先】

東北運輸局鉄道部計画課 水澤、金澤

電話 022-791-7526

公 示

公示第125号

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日より10日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

令和8年3月24日

東北運輸局長 吉田 昭二

記

1. 意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業廃止届出
2. 同事案番号	第1号
3. 廃止の届出を行った鉄道事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
4. 廃止の届出があった路線名及び区間	津軽線（新中小国信号場～三厩駅）
5. 廃止の予定日	令和9年4月1日
6. 廃止を必要とする理由	・ 令和4年8月に発生した大雨により、蟹田・三厩間で被災し、復旧方法について関係者間で議論を重ねた結果、自動車交通に転換することで合意 ・ 合意後、自動車交通の運行計画等の調整が整ったため
7. 意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書の記載事項	①申請者の氏名又は名称及び住所 ②届出の件名及びその番号 ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
(2) 申請の期間	本公示の日から10日以内
(3) 申請の方法	郵送による申請（消印が公示日から10日以内であること。）または、当運輸局への申請書の持参によること
8. 意見の聴取実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

注) 利害関係を有する者とは鉄道事業法施行規則第42条の3に規定する者をいう。

○鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

○利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者（廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体が該当）

JR津軽線関係位置図及び路線図

《本届出等による変更点》



《令和9年4月1日以降》

